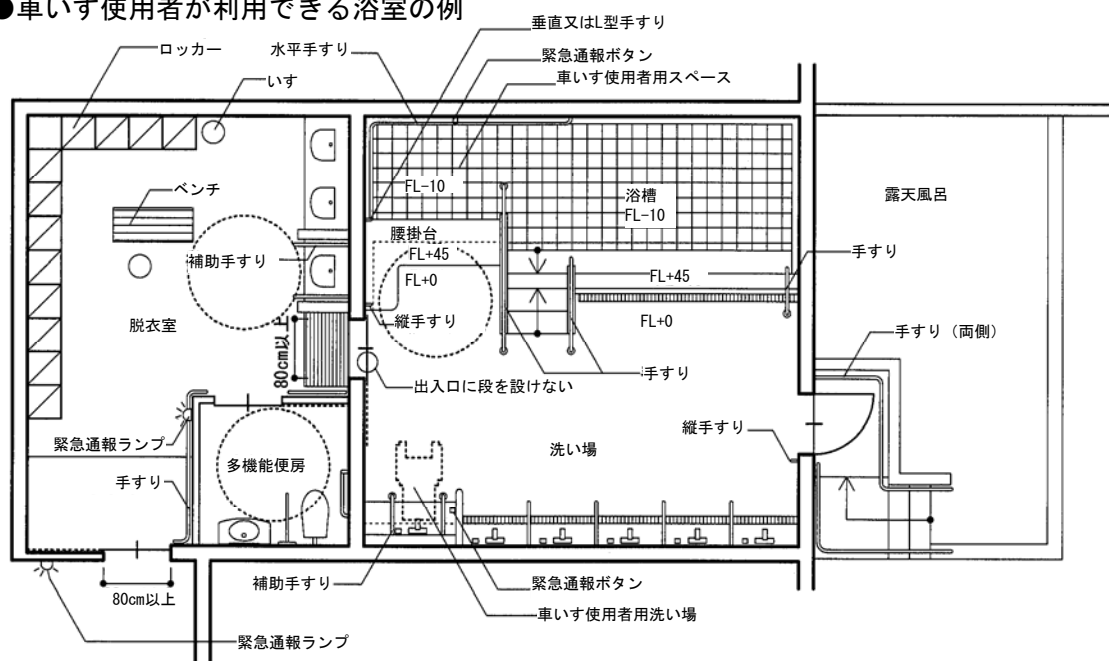


2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室

◆設計の考え方◆

- ・公衆浴場、スポーツ施設、宿泊機能を有する施設等における共用の浴室は少なくとも1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）について、高齢者・障害者等の利用に配慮することが望ましい。
- ・建築物の用途、利用者の障害の種類・程度、介助者の有無等の状況に応じて、適切な設計を行うことが重要である。
- ・浴室は、高齢者・障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、安全性を重視した形状や規模とする。

●車いす使用者が利用できる浴室の例



●家族浴室の例

